

beyond2020 プログラムPR用のぼり旗等 貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、beyond2020 プログラムPR用のぼり旗及びのぼり旗設置用支柱（以下「のぼり旗等」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 のぼり旗等の借受けを希望する者は、「借用申請書」をメール等により県民文化課長に申請するものとする。

(費用)

第3条 使用料は、無料とする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則2週間以内とする。

(貸出及び返却)

第5条 貸出及び返却は、県民文化課執務室で行う。

(遵守事項)

第6条 借受ける者（以下「借受者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的以外に使用せず、適切に使用すること。
- (2) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (3) 第三者に転貸しないこと。

(紛失・汚損・破損)

第7条 借受者は、故意又は過失により、のぼり旗等を紛失、汚損又は破損した場合、原則現物又は実費をもって賠償する責任を負うものとする。

(責任)

第8条 のぼり旗等の使用に当たって発生した事故等については、借受者が適切に処理する責任を負うものとする。なお、のぼり旗等の使用によって借受者が被った被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対して、栃木県は損害賠償等の一切の責任を負わない。

附則

この要領は、令和元(2019)年5月10日から施行する。